

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公表番号】特表2011-525014(P2011-525014A)

【公表日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-036

【出願番号】特願2011-512565(P2011-512565)

【国際特許分類】

G 06 F 21/24 (2006.01)

G 06 F 21/20 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 5 0 A

G 06 F 15/00 3 3 0 A

H 04 L 9/00 6 7 5 B

H 04 L 9/00 6 0 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一時的ドメイン会員資格を許可する方法であって、

ドメインの会員でない第1デバイスが一時的に前記ドメインに加入する要求を受け取るステップであって、前記要求が、前記ドメインの会員である第2デバイスによってデジタル署名されており、前記ドメインの会員でないデバイスは、デジタル権利管理(DRM)により保護された前記ドメインに拘束されたコンテンツを一時的ドメイン証明書なしで消費することが許可されず、DRMにより保護された前記ドメインに拘束されたコンテンツを一時的ドメイン証明書により消費することが許可される、ステップと、

前記要求が有効であるか否かチェックするステップと、

前記要求が有効でない場合、前記要求を拒否するステップと、

前記要求が有効である場合、

前記第1デバイスに前記一時的ドメイン証明書を発生するステップであって、前記一時的ドメイン証明書が、前記第1デバイスが前記ドメインに一時的に加入することを許可する、ステップと、

前記一時的ドメイン証明書を前記第1デバイスに送るステップと、  
を含む、方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法において、前記要求が有効であるか否かチェックするステップは、前記第1デバイスの証明書が破棄されているか否かチェックするステップと、

前記要求にデジタル署名した前記第2デバイスからのデジタル署名を検証するステップと、

前記第1デバイスの証明書が破棄されておらず、かつ前記デジタル署名が検証された場合、前記要求が有効であると判定するステップと、

前記第1デバイスの証明書が破棄されていること、および前記ディジタル署名が検証されていないことの一方または双方である場合、前記要求は有効でないと判定するステップと、  
を含む、方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載の方法において、前記一時的ドメイン証明書は、前記第1デバイスが会員になっている第2ドメインに拘束される、方法。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかに記載の方法において、前記一時的ドメイン証明書は、前記第1デバイスに拘束される、方法。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかに記載の方法において、前記要求は、前記第1デバイスの公開／秘密鍵対のうち公開鍵を含み、前記方法は、更に、前記第1デバイスに、該第1デバイスの公開鍵によって暗号化された、前記ドメインの公開／秘密鍵対のうちドメイン秘密鍵を送るステップを含む、方法。

【請求項6】

請求項5記載の方法において、前記第1デバイスの公開／秘密鍵対のうち前記公開鍵は、前記要求に含まれたディジタル証明書に含まれてあり、前記ディジタル証明書は、前記第1デバイスから前記第2デバイスによって受け取られている、方法。

【請求項7】

請求項1から6のいずれかに記載の方法において、前記一時的ドメイン証明書は、前記第1デバイスが前記ドメインに拘束されているコンテンツを消費することができる期間を定めた期限を含む、方法。

【請求項8】

請求項1から7のいずれかに記載の方法において、前記要求を受け取るステップは、前記第1デバイスから前記要求を受け取るステップを含む、方法。

【請求項9】

請求項1から8のいずれかに記載の方法において、前記要求を受け取るステップは、前記第2デバイスから前記要求を受け取るステップを含む、方法。

【請求項10】

請求項1から9のいずれかに記載の方法であって、更に、  
一時的デバイスを前記ドメインに追加することについて、1つ以上の規準をチェックするステップと、

前記1つ以上の規準が満たされた場合にのみ、前記一時的ドメイン証明書を発生し送るステップと、  
を含む、方法。

【請求項11】

請求項10記載の方法において、前記1つ以上の制約は、任意の一時にどれくらい多くの期限切れでない一時的ドメイン証明書を発行することができるのかについての制約を含む、方法。

【請求項12】

複数の命令が格納された1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記命令は、第1デバイスの1つ以上のプロセッサによって実行されると、該1つ以上のプロセッサに、  
ドメインの会員でない第2デバイスから、該第2デバイスのディジタル証明書と、ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求に対する要求を受け取らせ、  
前記ディジタル証明書が破棄されているか否かチェックさせ、

前記第1デバイスのユーザーが、前記第1デバイスが会員となっている前記ドメインに、前記第2デバイスが一時的に加入することを許可することを承認したか否かチェックさせ、  
前記ドメインの会員でないデバイスは、前記ドメインに加入することなくディジタル権利管理(DRM)により保護されたドメインに拘束されたコンテンツを消費することが

許可されず、前記ドメインに一時的に加入したことに応答してD R Mにより保護された前記ドメインに拘束されたコンテンツを消費することが許可され、

前記ディジタル証明書が破棄されておらず、前記第1デバイスのユーザーが、前記第2デバイスが前記ドメインに一時的に加入することを許可することを承認した場合、

前記第2デバイスの公開鍵を含む一時的ドメイン加入要求を作成させ、ディジタル署名させ、D R Mにより保護された前記ドメインに拘束された前記コンテンツを一時的に消費することを前記第2デバイスに許可させ、

前記ディジタル署名した一時的ドメイン加入要求を受け取り側に送らせ、

前記ディジタル証明書が破棄されている場合、または前記第1デバイスのユーザーが、前記第2デバイスが前記ドメインに一時的に加入することを許可することを承認していない場合、前記ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求に対する要求を拒否させる、  
1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項13】

請求項12記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記第2デバイスのディジタル証明書は、前記第2デバイスが会員となっている第2ドメインに特定のディジタル証明書である、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項14】

請求項12または13に記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記第2デバイスのディジタル証明書は、前記第2デバイスに特定のディジタル証明書である、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項15】

請求項12から14のいずれかに記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記受け取り側は前記第2デバイスを含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項16】

請求項12から15のいずれかに記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記受け取り側は、前記ドメインを管理するドメイン・コントローラーを含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項17】

複数の命令が格納された1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記命令は、第1デバイスの1つ以上のプロセッサによって実行されると、該1つ以上のプロセッサに、  
ドメインの会員である第2デバイスに対し、前記第1デバイスの代わりにディジタル署名した一時的ドメイン加入要求を前記第2デバイスが発生するために、前記ドメインの会員でない前記第1デバイスのディジタル証明書を送らせ、

前記ドメインを管理するドメイン・コントローラーから、前記第1デバイスが一時的に前記ドメインに加入することを許可する一時的ドメイン証明書を受け取らせ、前記ドメインの会員でないデバイスは、ディジタル権利管理(D R M)により保護されたドメインに拘束されたコンテンツを一時的ドメイン証明書なしで消費することが許可されず、D R Mにより保護された前記ドメインに拘束されたコンテンツを一時的ドメイン証明書により消費することが許可される、

1つ以上のコンピューター記憶媒体。

#### 【請求項18】

請求項17記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記命令は、更に、前記1つ以上のプロセッサに、

前記第2デバイスに前記ディジタル証明書を送ったことに応答して、前記第2デバイスから、前記ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求を受け取らせ、前記ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求が、前記第2デバイスによってディジタル署名されており、

前記ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求を前記ドメイン・コントローラーに送らせ、

前記一時的ドメイン証明書は、前記ディジタル署名付き一時的ドメイン加入要求に応答

して、前記ドメイン・コントローラーから受け取られる、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 19】

請求項18記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記第1デバイスのデジタル証明書および前記デジタル署名付き一時的ドメイン加入要求の双方は、前記第1デバイスの公開／秘密鍵対のうち公開鍵を含み、前記命令は、更に、前記1つ以上のプロセッサに、前記ドメインの公開／秘密鍵対のうちドメイン秘密鍵を受け取らせ、前記ドメイン秘密鍵は、前記第1デバイスの公開／秘密鍵対のうち前記公開鍵によって暗号化された、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 20】

請求項17から19のいずれかに記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記第1デバイスのデジタル証明書は、前記第1デバイスが会員になっている第2ドメインのデジタル証明書を含み、前記ドメインおよび前記第2ドメインは2つの異なるドメインである、1つ以上のコンピューター記憶媒体。